

連結特定同族会社の連結留保金額に対する税額の個別帰属額の計算に関する明細書

連 結 業 度	結 業 年	法人名	()
連 結 所 得 基 準 額 を 連 結 留 保 控 除 額 と す る 場 合	個 別 留 保 所 得 金 額 (別表四の二付表「47の②」)	1	円
	連 結 法 人 間 配 当 等 の 当 期 支 払 額	2	
	連 結 法 人 間 配 当 等 の 当 期 受 取 額	3	
	前 期 末 配 当 等 の 額 (連結法人間配当等の額を除く。) (前期の(5))	4	
	当 期 末 配 当 等 の 額 (連結法人間配当等の額を除く。)	5	
	連 結 留 保 税 額 の 個 別 帰 属 額 が ないものとした場合に法人税の減少額として収入すべき金額	6	
	連 結 留 保 税 額 の 個 別 帰 属 額 が ないものとした場合に法人税の負担額として支出すべき金額	7	
	住 民 税 額 (別表一の二(一)「5」、「7」及び「10の外書」のうち帰せられる金額)	8	
	個 別 所 得 金 額 に 係 る 連 結 法 人 税 個 別 帰 属 額	9	
	個 別 欠 損 金 額 に 係 る 連 結 法 人 税 個 別 帰 属 額	10	
	(8)+(9)-(10)-(別表一の二(一)「11」のうち帰せられる金額)-別表六の二(二)付表「14」-旧別表六の二(四)付表「16」-旧別表六の二(七)「15」-旧別表六の二(八)「15」-(旧別表六の二(九)「8」+「14」)-旧別表六の二(十)「16」-旧別表六の二(十一)「16」-旧別表六の二(十二)「15」	11	
	住 民 税 額 ((8)又は(11)のいずれか多い金額)×20.7%	12	
	当 期 留 保 金 個 別 帰 属 額 (1)+(4)-(5)+(6)-(7)-(12)	13	
	連 結 親 法 人 の 期 末 資 本 金 の 額 又 は 出 資 金 の 額	14	
	同 上 の 25 % 相 当 額	15	
	期 首 連 結 個 別 利 益 積 立 金 額 (別表五の二(一)付表「25の①」)-(4)	16	
	適 格 合 併 等 に よ り 増 加 し た 連 結 個 別 利 益 積 立 金 額	17	
	適 格 分 割 型 分 割 等 に よ り 減 少 し た 連 結 個 別 利 益 積 立 金 額	18	
	期 末 連 結 個 別 利 益 積 立 金 額 (16)+(17)-(18)	19	
	個 別 帰 属 利 益 積 立 金 差 額 (15)-(19)	20	
	留 保 金 個 別 帰 属 額 が ある 連 結 法 人 の 個 別 帰 属 利 益 積 立 金 差 額 の 合 計 額 ((13)の金額がある連結法人の(20)の合計額)	21	
	課 税 連 結 留 保 金 額 の 計 算 に お け る 積 立 金 基 準 額 (別表三の二「15」)	22	
	個 別 積 立 金 基 準 額 (21)×(20)又は(22)のいずれか多い金額	23	
連 結 個 別 留 保 税 額 の 計 算			
年 3,000 万 円 相 当 額 以 下 の 金 額 ((42)又は(3,000万円× $\frac{1}{12}$)のいずれか少ない金額)	43	円	円
年 3,000 万 円 相 当 額 を 超 え 年 1 億 円 相 当 額 以 下 の 金 額 ((42)-(43)又は(1億円× $\frac{1}{12}$)-(43)のいずれか少ない金額)	44		
年 1 億 円 相 当 額 を 超 え る 金 額 (42)-(43)-(44)	45		
連 結 留 保 税 額 の 個 別 帰 属 額 の 計 算			
連 結 個 別 留 保 税 額 (46)+(47)+(48)	49	円	円
各 連 結 法 人 の 連 結 個 別 留 保 税 額 の 合 計 額 (各連結法人の(49)の合計額)	50		
個 別 所 得 金 額 仮 計 (別表四の二付表「42の①」)	24		円
分 割 前 事 業 年 度 等 の 欠 損 金 の 損 算 入 額 (別表四の二付表「8の①」)	25		
外 国 子 会 社 等 か ら 受 け る 剰 余 金 の 配 当 等 の 益 金 不 算 入 額 の 個 別 帰 属 額 (別表八(二)「13」及び別表十七(三)の二「31」の計のうち帰せられる金額)	26		
受 取 配 当 等 の 益 金 不 算 入 額 の 個 別 帰 属 額 (別表八の二「26」)	27		
法 人 税 額 の 還 付 金 等 (過 誤 納 及 び 中 間 納 付 額 に 係 る 還 付 金 を 除 く。) (別表四の二付表「23の①」及び「26の①」)	28		
新 鉱 床 探 鉱 費 又 は 海 外 新 鉱 床 探 鉱 費 の 特 別 控 除 額 の 個 別 帰 属 額 (別表十二「42」のうち帰せられる金額)	29		
対 外 船 舶 運 航 事 業 者 の 日 本 船 舶 に よ る 収 入 金 額 に 係 る 連 結 所 得 の 金 額 の 損 算 入 額 の 個 別 帰 属 額 (別表十三「19」のうち帰せられる金額)	30		
対 外 船 舶 運 航 事 業 者 の 日 本 船 舶 に よ る 収 入 金 額 に 係 る 連 結 所 得 の 金 額 の 益 金 算 入 額 の 個 別 帰 属 額 (別表十三「20」又は「22」のうち帰せられる金額)	31		
沖 縄 の 認 定 法 人 の 連 結 所 得 の 特 別 控 除 額 の 個 別 帰 属 額 (別表十一「9」又は「12」のうち帰せられる金額)	32		
収 用 等 の 場 合 等 の 連 結 所 得 の 特 別 控 除 額 の 個 別 帰 属 額 (別表十の二「18」、「31」、「34」、「37」及び「40」のうち帰せられる金額又は「43」)	33		
肉 用 牛 の 売 却 に 係 る 連 結 所 得 の 特 別 控 除 額 の 個 別 帰 属 額 (別表十七「22」のうち帰せられる金額)	34		
個 別 課 税 済 留 保 金 額 (別表十七(二)の二「35」)	35		
個 別 課 税 対 象 留 保 金 額 等 (別表十七(二)「40」+別表十七(三)「36」)	36		
連 結 所 得 等 個 別 帰 属 額 (24)+(25)+(26)+(27)+(28)+(29)+(30)-(31)+(32)+(33)+(34)+(35)-(36)	37		
留 保 金 個 別 帰 属 額 が ある 連 結 法 人 の 連 結 所 得 等 個 別 帰 属 額 の 合 計 額 ((13)の金額がある連結法人の(37)の合計額)	38		
課 税 連 結 留 保 金 額 の 計 算 に お け る 連 結 所 得 等 の 金 額 (別表三の二「30」)	39		
課 税 連 結 留 保 金 額 の 計 算 に お け る 所 得 基 準 額 (別表三の二「31」)	40		
個 別 所 得 基 準 額 (40)× $\frac{37}{38}$ 又は(39)のいずれか多い金額	41		
基 準 個 別 留 保 金 額 (13)-(41)又は(0)	42		

御注意

平成21年4月1日以後に開始する連結事業年度については、平成21年6月改正後の法人税法施行規則別表三の二付表(別表三の二付表)を御使用ください。

旧別表三の二付表の記載の仕方

- 1 この明細書は、法第67条第1項（特定同族会社の特別税率）に規定する特定同族会社に該当する連結親法人が法第81条の13（連結特定同族会社の特別税率）の規定の適用を受ける場合に各連結法人ごとに作成し、その連結法人の法人名を「法人名」のかっこの中に記載します。
- 2 各連結法人において令第9条の2第1項第3号（連結利益積立金額）に掲げる金額が生じた場合には、当該金額を「個別留保所得金額（別表四の二付表「47の②」）1」の上欄に内書として記載します。
この場合には、「当期留保金個別帰属額 $(1)+(4)-(5)+(6)-(7)-(12)$ 13」の記載に当たっては、当該内書として記載した金額を「1」から減算して計算します。
- 3 「連結法人間配当等の当期支払額2」は、その支払に係る基準日（その定めがない場合には、その支払に係る効力が生ずる日。以下同じです。）にその連結法人との間に連結完全支配関係がある他の内国法人に当該連結事業年度に支払う配当等の額（令第155条の23第1項（連結留保金額から控除する金額等）に規定する配当等の額をいいます。以下同じです。）を記載します。
- 4 「連結法人間配当等の当期受取額3」は、その支払に係る基準日にその連結法人との間に連結完全支配関係がある他の内国法人から当該連結事業年度に受け取る配当等の額を記載します。
- 5 「当期末配当等の額5」は、
（連結法人間配当等の額を除く。）」
法第81条の13第3項の規定の適用を受ける剰余金の配当又は利益の配当により減少する法第2条第18号の3に規定する連結個別利益積立金額を記載します。
- 6 「連結留保税額の個別帰属額がないものとした場合に法人税の減少額として収入すべき金額6」は、各連結法人の法第81条の18第1項第1号（連結法人税の個別帰属額の計算）の規定の適用がないものとして同条の規定により計算した同項に規定する収入すべき金額を記載します。
- 7 「連結留保税額の個別帰属額がないものとした場合に法人税の負担額として支出すべき金額7」は、各連結法人の法第81条の18第1項第1号の規定の適用がないものとして同条の規定により計算した同項に規定する支出すべき金額を記載します。
- 8 「個別所得金額に係る連結法人税個別帰属額9」は、各連結法人の法第81条の18第1項に規定する個別所得金額に令第155条の25第1号（連結留保金額の計算上控除する道府県民税及び市町村民税の額）の法人税の税率を乗じて計算した金額を記載します。
- 9 「個別欠損金額に係る連結法人税個別帰属額10」は、各連結法人の法第81条の18第1項に規定する個別欠損金額に令第155条の25第1号の法人税の税率を乗じて計算した金額を記載します。